

# 塩竈市東部保育所運営事業者募集要項

令和6年4月1日開所分

1. 趣旨……………P1
2. 応募に当たっての注意事項……………P1
3. 東部保育所概要……………P1
4. 運営要件……………P1
5. 募集事業者の条件……………P3
6. 事業者の選定方法……………P3
7. 応募受付内容……………P4
8. 応募にかかる質問・施設の見学について……………P4
9. 受審結果の通知及び公表……………P5
10. その他……………P5

塩竈市

令和5年6月

## 塩竈市東部保育所運営事業者募集要項

### 1. 趣旨

現在、公立保育所として運営している塩竈市東部保育所（以下、「東部保育所」）について、民間事業者のノウハウを活かした多様なサービスの提供を図るため、保育所を運営する事業者を募集します。

### 2. 応募に当たっての注意事項

- (1) 本要項による選定を受けた場合でも、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）等（以下「関係法令等」という）の規定による認可等の申請手続きが別途必要、かつ認可等の申請時点において、関係法令等の基準を満たしている必要があります。
- (2) 本要項に基づく東部保育所の民間事業者による運営開始にあたっては塩竈市議会での議決が必要となります。
- (3) 資料作成等に係る費用及び(1)(2)による開所時期の見直し等となった場合にかかる費用については、事業者負担となります。
- (4) 応募内容については公表する場合があります。
- (5) 本要項の定義などは、本市の解釈によるものとします。

### 3. 東部保育所概要

- (1) 施設区分：認可保育所
- (2) 定員：60 名
- (3) 場所：塩竈市舟入 1 丁目 5 番 45 号
- (4) 開所年月日：昭和 26 年 6 月 1 日（昭和 48 年 4 月 1 日現在地に移転）
- (5) 敷地面積：1101.16 m<sup>2</sup>
- (6) 建物面積：462.63 m<sup>2</sup>
- (7) 建物構造：木造平屋建
- (8) 実施している地域子ども・子育て支援事業：延長保育事業

### 4. 運営要件

- (1) 民間事業者による運営開始日  
令和 6 年 4 月 1 日
- (2) 建物・土地の取扱い  
塩竈市と運営事業者による無償の賃貸借契約を締結  
契約期間は 10 年間とし、継続するかは事業者の運営内容を精査して判断する。  
施設の修繕については個別に市と協議の上、原則として事業者が実施費用を負担する。
- (3) スケジュール  
令和 5 年度中に運営事業者を選定し、引継及び共同保育を経て令和 6 年 4 月 1 日開園（事業者

選定後は個別にスケジュールを調整するものとする)。引継及び共同保育については、市と協議の上、委託契約を締結し実施するものとする。(令和5年12月から令和6年3月を予定)

時期	内容
令和5年6月	事業者募集
令和5年8月～9月	事業者ヒアリング・事業者選定
令和5年12月	園行事・園運営の引継
令和6年1月～3月	共同保育の開始
令和6年4月	開園

(4) 定員

60名程度(0歳児～5歳児の受入を行うこと)

(5) 開所日

月曜日から土曜日(祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)

(6) 保育時間

11時間(例7:00～18:00、7:30～18:30等)

※開園時間を11時間より長く設定することは可

(7) 保育料

塩竈市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則で定められている金額とします。

(8) 給食

- 完全給食(月曜日から土曜日の提供、主食・副食の提供)
- 児童個別のアレルギー等への対応
- 栄養士の活用(雇用等形態は問いません)
- 3歳以上児の給食費は主食費が3,000円/月以下、副食費が原則4,500円/月

(9) 健康管理

- 乳児保育等にあたり健康管理・安全確保の観点から看護師の活用をすること(雇用等形態は問いません。准看護師やこれに準じる資格者等の活用可)

(10) 保護者の費用負担

実費徴収においては保護者に過度な負担を求めないこと。また、新たな実費徴収が必要な場合には保護者との協議により実施すること。

(11) 三者協議会の設置

保護者と事業者及び市で構成する「三者協議会」を設置し、保護者からの意見聴取や情報提供を定期的実施すること。

(12) 施設名称

三者協議会において話し合いの上、決定すること。

(13) 法令の遵守

施設の整備及び運営に当たっては、児童福祉法、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する

- る教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の関係法令を遵守すること。
- (14) 現在、東部保育所に勤務している職員のうち、勤務の継続を希望する者については、積極的な採用に努め、勤務条件についても配慮すること。

## 5. 募集事業者の条件

下記の条件を全て満たしている事業者

- 宮城県内において保育所や認定こども園等を運営している者
- 十分な資力、信用、技術等を有し、継続的に安定した事業運営ができる者
- 過去の施設運営において不誠実な対応を行うなど、市が不相当と認める事由を有していない者
- 人員等を確保し、開園まで円滑なスケジュールのもと準備ができる者
- 施設開設概ね3年後に「宮城県福祉サービス第三者評価」を受審し、受審結果を公表できる者
- 施設開設準備の期間から市との協議・調整を密に行い、周辺地域への情報提供や説明会等を適切に行える者
- 関係法令等に定める欠格事由に該当しないこと

## 6. 事業者の選定方法

### (1) 選定方法

選定事業者は本市での書面審査及び面接審査（プレゼンテーション）の上、決定します。

### (2) 審査項目

審査項目	概要
法人の適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 財政基盤等安定的な施設運営</li> <li>• 他保育施設との協力体制の構築</li> <li>• 塩竈市との関わり度合いや協議・調整体制</li> </ul>
施設の運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保育士の適切かつ良好な処遇対応</li> <li>• 良好な職場環境</li> <li>• 保育業務の ICT 化等良好な施設設備</li> </ul>
保育内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童や保護者等との適切なコミュニケーション</li> <li>• 延長保育時間の拡充・障害児保育・一時預かり事業の実施等</li> <li>• 独自性のあるプログラム</li> </ul>

### (3) 書面審査

募集要項に基づき審査を行い面接審査の対象事業者を選定します。

令和5年8月中を予定

### (4) 面接審査（プレゼンテーション）

令和5年8月から9月を予定

## 7. 応募受付内容

### (1) 受付期間

令和5年6月1日（木）～令和5年7月18日（火）

### (2) 提出書類

- ① 様式第1号 塩竈市東部保育所運営希望申込書
- ② 様式第2号 事業概要調書
- ③ 様式第3号 役員名簿一覧表
- ④ 様式第4号 資金計画書
- ⑤ 様式第5号 ヒアリングシート
- ⑥ 添付書類

### (3) 提出方法

紙媒体原本1部、副本（原本の写し）11部（塩竈市福祉子ども未来部保育課への持参又は郵送）  
原則として提出締切以降の申請書類追加・差替えは認められません。ただし市が必要と認める場合にはこの限りではありません。

### (4) 提出先

塩竈市福祉子ども未来部保育課保育係  
〒985-0052 宮城県塩竈市本町1番1号  
TEL 022-353-7797 FAX 022-366-7167

### (5) その他

提出書類は原則として返却しません。ただし面接審査に選定されなかった事業者において希望する場合には返却いたします。（令和5年9月までに直接来庁受渡）

## 8. 応募にかかる質問・施設の見学について

電子メールにより質問・施設の見学を受け付けます。

### (1) 受付先

塩竈市福祉子ども未来部保育課保育係 ([hoiku@city.shiogama.miyagi.jp](mailto:hoiku@city.shiogama.miyagi.jp))

### (2) 質問様式

様式は問いませんが、質問を送付する電子メールのタイトルを「塩竈市東部保育所運営事業者募集に関する質問」としてください。

### (3) 質問回答方法

塩竈市ホームページでの回答（6月14日までにいただいた質問は6月16日に回答。以降随時）

### (4) その他

質問者の氏名等は公表しません。

### (5) 施設の見学

原則6月1日から6月14日の間で個別に日程を調整して受入を行いますので、電子メールによりご連絡下さい。様式は問いませんが、電子メールのタイトルを「塩竈市東部保育所運営事業者募集に関する施設の見学」としてください。（各事業者1度まで。なお施設見学を行わなくても応募は可能です）

## 9. 受審結果の通知及び公表

### (1) 審査結果の通知

審査結果は、すべての審査終了後に、申請者へ通知します。

### (2) 審査結果の公表

審査結果は、塩竈市ホームページで公表します。

### (3) 審査結果の取消等

- ① 審査後であっても申請内容に虚偽があった場合、本要項の内容を満たさない場合、又は申請内容が認可基準を満たさないことが明らかとなった場合は、審査結果を取り消すことがあります。
- ② 審査後の応募内容の変更は、原則として認めません。ただし、保育サービスの向上につながるもの、天災等やむを得ない場合は、市と協議の上、認める場合があります。

## 10. その他

- (1) 事業者の選定後、提案された事業を確実に実施していただくため、市と運営予定事業者との間で移管に関する基本協定を締結していただき、遵守していただきます。
- (2) 今後、国が示す制度の内容により基準等が変更となった場合、変更への対応等については施設の責任により行うこととし、市はその損害等を補償いたしません。
- (3) 施設の運営には、近隣住民等の理解と協力が不可欠であることから、事業採択時に事業者の責任で、近隣住民及び町内会等を対象とする説明を行ってください。特に施設に隣接する住民等に対しては、確実に説明を行うようにしてください。
- (4) 本要項に定めのない事項については、本市との協議により定めることとします。